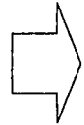


三位一体改革に係る政府・与党合意 (H16.11.26) の概要

三位一体改革に係る政府・与党合意(平成16年11月26日)の概要(厚生労働省所管分)

地方6団体の提案(約9,440億円)

特別会計事業	480億円
社会福祉施設整備費	1,300億円
保健衛生施設整備費	100億円
医療施設等整備費	170億円
その他	180億円
社会福祉	230億円
医療・保健衛生	450億円
高齢者施策	1,610億円
障害者施策	980億円
児童福祉	3,940億円
(民間保育所運営費 2,670億円)	



税源移譲

国保以外の移譲補助負担金 850億円程度

○ 国民健康保険の国庫負担の見直し
7,000億円程度

国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

※生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

7,850億円程度



政府・与党合意

交付金化

【施設整備費関係】(1,390億円程度)

医療・保健衛生 ○ 保健医療提供体制整備交付金

高齢者施策 ○ 地域介護・福祉空間整備等交付金

児童福祉 ○ 次世代育成支援対策交付金(施設整備分)

地方の創意工夫を生かす観点から、上記に併せて交付金化・統合補助金化

【事業費関係】(1,910億円程度)

社会福祉 ○ セーフティネット支援対策事業(統合補助金)

医療・保健衛生 ○ 保健医療提供体制推進事業(統合補助金)

高齢者施策 ○ 介護保険地域支援事業交付金

障害者施策 ○ 障害者地域生活支援事業(統合補助金)

児童福祉 ○ 次世代育成支援対策交付金(施設整備分を除く)
○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)
○ 母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)
○ 母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)

(参考)政府・与党合意全体の概要

税源移譲

- 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
 - 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。
 - 義務教育費国庫負担金(暫定) 8,500億円程度
(平成17年度分(暫定)4,250億円)
 - 国民健康保険 7,000億円程度
 - 文教(義務教育費国庫負担金を除く) 170億円程度
 - 社会保障(国民健康保険を除く) 850億円程度
 - 農水省 250億円程度
 - 経産省 100億円程度
 - 公営住宅家賃収入補助 640億円程度
 - 総務省、環境省 90億円程度
 - 平成16年度分 6,560億円程度
- 税源移譲額 合計 24,160億円程度

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- その他

(注)① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

② 公立文教施設の取扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

補助負担金改革

内閣府本府	10億円程度
総務省	90億円程度
文部科学省	
義務教育費国庫負担金	8,500億円程度の減額(暫定)
(うち17年度分(暫定))	4,250億円
その他の国庫補助負担金等	230億円程度
厚生労働省	9,340億円程度
農林水産省	3,040億円程度
経済産業省	180億円程度
国土交通省	6,460億円程度
環境省	540億円程度
合計	28,390億円程度

(注)28,390億円のうち、17,700億円は税源移譲につながる改革4,700億円はスリム化の改革6,000億円は交付金化の改革

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案

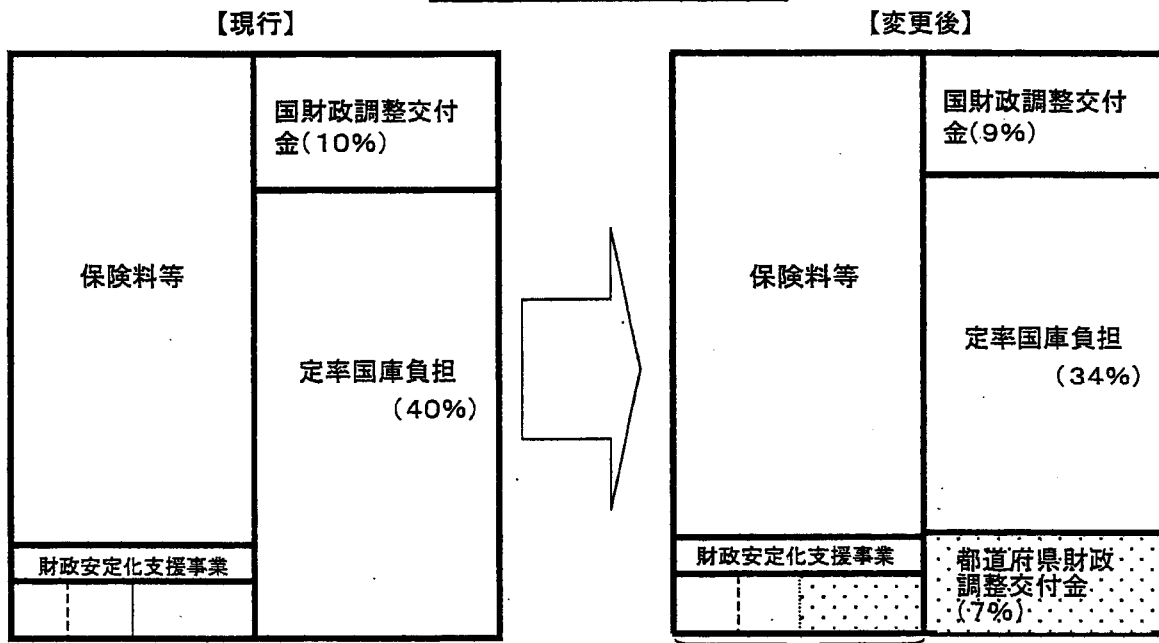
三位一体改革、税制改革等に伴い、国民健康保険において、市町村間の財政調整を行うための都道府県負担を導入すること、基礎年金の国庫負担を引き上げること等の所要の改正を行う。

〔法案の概要〕

1. 都道府県負担の導入等による国庫負担の見直し

○市町村が行う国民健康保険に都道府県負担を導入(国民健康保険法の一部改正)

〔国保給付費の財源構成〕



保険基盤安定制度
市町村:都道府県:国
(1/4)(1/4)(1/2)

保険基盤安定制度
市町村:都道府県
(1/4)(3/4) 〔注:平成17年度に限り、都道府県調整交付金5% 定率国庫負担36%〕

○平成17年度において、定率減税の縮減による増収分から1101億円を基礎年金の国庫負担に充当(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

2. 負担金・補助金の廃止

例:○市町村が行う養護老人ホームへの入所措置に要する費用等について、国の負担を廃止(老人福祉法の一部改正)

○1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査に要する費用について、国の負担を廃止(母子保健法の一部改正)

3. 負担金・補助金の交付金化等

例:○社会福祉施設整備費補助金等を見直し、市町村・都道府県が定める計画に対する交付金制度を創設(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

○児童福祉関連補助負担金を再編・統合し、次世代育成支援対策交付金を創設(児童福祉法等の一部改正)

施行日 平成17年4月1日

税源移譲対象事項の概要

○国民健康保険 【7, 000億円程度】

〔国民健康保険を除く税源移譲額 850億円程度〕

○養護老人ホーム等保護費負担金 【約567億円】

養護老人ホームの運営に要する経費

○在宅福祉事業費補助金の一部 【約120億円】

生活支援ハウスの運営に要する経費

市町村が行う高齢者等の緊急通報体制の整備等に要する経費

○児童保護費等補助金の一部 【約91億円】

保育士等が出産休暇等を取得する場合の代替職員の雇い上げ経費

公立保育所における延長保育基本分（開所時間内の職員の加配経費）

○医療施設運営費等補助金の一部 【約28億円】

病院が輪番制により行う休日・夜間における救急医療体制の確保に要する経費

○母子保健衛生費負担金の一部 【約14億円】

市町村が行う1歳6か月児・3歳児の健康診査に要する経費

○医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 【約8億円】

看護師養成所等に在学中の学生に修学資金を貸与する事業の貸付原資への補助

○国民健康保険特別対策費補助金の一部 【約8億円】

退職被保険者に係る適用の適正化、都道府県の医療費適正化等の事業に要する経費

○保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 【約5億円】

保健所及び市町村保健センターの初度設備等に対する補助

○麻薬取締員費等交付金 【約5億円】

都道府県の「麻薬取締員」に係る人件費等

○国民健康保険広域化等支援事業費等補助金の一部 【約5億円】

都道府県が行う保険者に対する国保事業の運営に係る助言・指導等の経費

○疾病予防対策事業費等補助金の一部 【約1億円】

都道府県が行う献血の推進を図るための啓発事業に対する補助

○麻薬等対策推進費補助金 【約1億円】

都道府県の「麻薬中毒者相談員」、「薬物乱用防止指導員」の活動に対する補助

○児童福祉事業対策費等補助金の一部 【約1億円】

社会福祉法人が設置する保育士養成所に対する補助

交付金化・統合補助金化の概要

○地域介護・福祉空間整備等交付金（８６６億円）

〔概要〕

①市町村に対する交付金

市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠点等の整備を内容として市町村が定める市町村整備計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、市町村に対して交付金を交付する。

②都道府県に対する交付金

特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の個室・ユニット化等を内容として都道府県が定める施設生活環境改善計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、都道府県に対して交付金を交付する。

○次世代育成支援対策交付金（５１３億円）

〔概要〕

①次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）（３４６億円）

次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画に基づき市町村が実施する地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業を支援するため、市町村に対して交付金を交付する。

②次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）（１６７億円）

保育所の待機児童解消や児童養護施設などの小規模ケア化に資するような施設整備などを重点的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画をもとに都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づき、市区町村及び都道府県に対して交付金を交付する。

○児童虐待・DV対策等総合支援事業（１８億円）

〔概要〕

各自治体における要保護児童対策やDV対策などの一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○母子家庭等対策総合支援事業（１９億円）

〔概要〕

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○母子保健医療対策等総合支援事業（３６億円）

〔概要〕

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等

を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○セーフティネット支援対策事業（136億円）

〔概要〕

地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的として、地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対し、自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを一体的に実施するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○介護保険地域支援事業交付金（平成18年度実施）

〔概要〕

総合的な介護予防システムの確立のため、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業等を見直し、市町村が効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする「地域支援事業（仮称）」を新たに介護保険制度内に創設し、その円滑な実施のために市町村に対して交付金を交付する。

○保健医療提供体制整備交付金（平成18年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、救急医療施設、看護師養成所、保健所、市町村保健センター等の施設整備に対して交付金を交付する。

○保健医療提供体制推進事業（平成18年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、看護職員就労等対策費、救急医療施設運営費、病院内保育所運営費、地域保健対策事業費等について、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○障害者地域生活支援事業（平成18年度実施）

〔概要〕

障害者の地域生活を支援することを目的として、相談支援事業や移動支援事業、生活訓練事業といった基礎的なサービスについて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に提供するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営等を可能とする。

三位一体の改革について

平成16年11月26日
政府・与党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙2のとおり行う。

(2) 各分野

文教

- ①義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務

教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

- ②中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

社会保障

- ①国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

公共等その他

- ①国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。
- ②公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。
- ③歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。

(3) 国による基準・モニター等チェックの仕組み

補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3. 地方交付税の改革について

- (1) 平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。
- (2) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。
- (3) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。
- (4) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。
- (5) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

4. 国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙3のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、別紙4の措置を講ずる。

5. その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。